

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

給付には【基本給付】と【追加給付】の2種類があります。

※給付金の支給には、児童扶養手当の支給要件を満たす必要があります。詳しくは市公式ホームページをご確認ください。

■支給対象者

【基本給付】

1 児童扶養手当受給者

令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方

※令和2年6月分の児童扶養手当が差止めとなっている方、児童扶養手当の審査が保留となっている方以外は7月中に支給しております。

2 公的年金等受給者

次の要件のいずれにも該当する方

- 公的年金等の受給により令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止されている方(児童扶養手当の申請をしていない場合でも、申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当が公的年金等の受給により、全額停止または一部停止されたと推測される方も含みます。)
- 平成30年中の収入が児童扶養手当の支給を受ける水準と同等未満である方

※収入とは、給与収入、事業収入不動産収入、公的年金収入、養育費のことを言います。(以下同じ。)

3 家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月以降の収入(令和2年6月以降に児童扶養手当の対象になった方は直近の収入)が急変し、今後1年間の収入見込みが児童扶養手当の支給を受ける水準と同等未満になっている方で、次のいずれかに該当する方

- 児童扶養手当の申請はしているが、申請者本人または扶養義務者の所得により、児童扶養手当が全額停止されている方
- 児童扶養手当未申請の方
- 令和2年6月以降に児童扶養手当の対象になった方

【追加給付】

基本給付の1、2に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が減少している方

※2または3の対象となる方は、申請者本人と扶養義務者(父母、祖父母、曾祖父母、子、兄弟姉妹など)それぞれの収入が児童扶養手当の支給を受ける水準と同等未満である必要があります。

■支給額

【基本給付】

- 1世帯(第1子) … 5万円
- 第2子以降ひとりにつき… 3万円

【追加給付】

- 1世帯 … 5万円

■申請について

【基本給付】1に該当する方は、7月中に支給しております。

7月の支給以降、【基本給付】1の対象となった方については、順次ご案内を送付します。

【基本給付】2、3と【追加給付】に該当する方は申請が必要です。児童扶養手当を申請されている方には、案内文を送付しています。

その他の方は、必要書類等について、市公式ホームページでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

■申請期間

8月3日(月)～令和3年1月29日(金)

■申請場所

市役所子ども・子育て支援課子育て支援係

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係
[内線162～165]

北斗市ひとり親世帯臨時給付金《市独自制度》

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」において、収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付(1世帯5万円)の対象外となったひとり親世帯に対し、市独自の臨時給付金を支給します。

■支給対象者

- 児童扶養手当の支給要件に該当する方で、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」では給付の対象とならない方。
- 北斗市から国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の基本給付の支給を受けた方で追加給付の対象とならない方。

■支給額

1世帯 … 5万円

■申請について

9月末までに、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を申請済みの支給対象者には、10月頃に申請書を郵送します。

その他の方は、市公式ホームページでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係
[内線162～165]